令和　　年　　月　　日

熊本労働局長　殿

住　　所

事業場名

代表者職氏名

（代理人の場合）

住　　所

事業場名

代理人氏名

理由書

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）について、相見積書を提出できない理由は下記のとおりです。

記

【相見積書を提出できない理由】

（理由書の記載内容）

1. 当該機器・設備等でなければならない理由
2. 相見積書を提出できないやむを得ない理由
* 当該金額が適正な水準であることを確認できる資料（当申請にあたり通常より高い料金を申請していないことを確認するため、ＨＰ等で公開されている料金等）を添付すること。
* 知的財産権や独占販売権等によって、販売元が限られており、そのことが客観的に分かる場合には見積書が提出できない場合として認められますが、システム改修の場合で著作権上や契約上他の業者に改修をさせることができない場合、申請者がフランチャイジーであってフランチャイズ契約上、フランチャイザーやその指定業者以外の者から機器等を購入できない場合等は見積書の提出を不用とすることはできません。